

○財務省告示第二百二十二号

関税法施行令（昭和二十九年政令第一百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年七月一日から適用する。

平成二十五年七月一日

財務大臣 麻生 太郎

第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八 門司税関福岡外郵出張所

第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げる。